

## 12 危険物・保安関係

### ア 共通事項関係

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
保安四法関係  (総務省)	平成12年11月に出された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。 b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。				(総務省) 「保安四法に係る検査主体の相互乗り入れに係る審査機関の基準等について」(平成12年12月19日付消防危第118号)により、審査機関の基準を定めた。	

### ウ 高圧ガス保安法関係

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
特殊高圧ガス等の輸送時の運転要員の確保方策 (経済産業省)	保安の確保を前提に、特殊高圧ガス等の輸送時における運転要員の確保方策について検討を行う。		検討	検討 (結論)	(経済産業省) 省令改正を行った(平成17年3月24日付け官報掲載)	

## エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
容器による販売方法の見直し （経済産業省）	原則としてガスメーターによる体積販売とされている液化石油ガスについて、質量販売に対応した安全器具開発の結果及び効果を踏まえ、質量販売の範囲について検討する。	検討	質量販売の範囲に関し、保安レベルの維持の観点から検討・結論	新たに抽出された課題（保安責任の変更や販売方法等に対応した消費者、事業者間における環境整備の必要性）については、引き続き検討（結論）	（経済産業省） 質量販売における事故防止に対応した安全器具を新たに開発し、当該安全器具を使用した場合に限り質量販売の範囲及び販売事業者が容器を供給管等に接続する義務免除範囲を25リットルまで拡大する内容の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）の改正を行った。（平成17年3月1日公布・同年4月1日施行）		
バルク貯槽の保安距離の緩和 （経済産業省）	貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する。	検討	検討	検討（結論）	（経済産業省） 学識経験者、業界関係者等からなる「高度保安型バルク供給システム技術開発委員会」において行われた実証試験を踏まえ、緩和の基本的方向についての結論を得た。その検討結論を受け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）の改正を行った。（平成16年3月31日公布・施行）		

## カ 消防法関係

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
危険物取扱者の実務経験要件の見直し （総務省）	甲種危険物取扱者の受験資格要件の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。 【検討の結果現行の制度を維持することとした】	結論				（総務省） 内容につき検討を行ったが、実務経験は学歴要件を満たさない場合に受験資格を緩和するものであり、実務経験の資格取得要件化により受験の機会が拡大するものではないため、実務経験の資格取得要件化は行わない。	

## キ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 （厚生労働省）	安全性を損なわないことを前提に、2人乗車規制等毒物及び劇物取締法に基づく運転要員の確保方法の在り方を見直す。		検討	検討 （結論）		（厚生労働省） 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正（平成16年7月2日政令第224号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正（平成16年7月2日厚生労働省令第111号）により、毒劇物の運搬時に距離に応じて二人乗車を義務づけていたものを、ILO（国際労働機関）基準等と整合を図るため、当該規定を運転時間に基づくものに改めた。（平成16年10月1日施行）	